

# 外貨定期預金概要説明書

3 - 1

平成28年4月1日現在

株式会社 阿波銀行

1. 商品名 (愛称)	外貨定期預金												
2. ご利用いただける方	個人 (成年者) および法人												
3. 期 間	<p>定 型 方 式 … 1か月, 3か月, 6か月, 1年</p> <p>満期日指定方式 … 1か月以上 1年以内</p> <p>定型方式の場合は預入時のお申し出により、自動継続 (元金継続または元利金継続) の取扱ができます。</p>												
<p>4. 預 入</p> <p>(1) 預入方法</p> <p>(2) 通 貨</p> <p>(3) 為替相場</p> <p>(4) 最低預入金額</p> <p>(5) 預入単位</p> <p>(6) 自動継続方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円貨または外貨による一括預入</li> <li>・ 米ドル、ユーロ、豪ドル、スイスフラン、英ポンド その他の通貨については窓口へお問い合わせください。</li> <li>・ 円貨による場合は、為替予約が締結されている場合を除き、預入日の為替相場 (TTS) を適用します。</li> </ul> <p>TTS…円貨から外貨に換える時の為替相場です。</p> <p>TTSには次の為替手数料が含まれています。</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>・ 米ドル</td> <td>: 1円</td> <td>・ ユーロ</td> <td>: 1円50銭</td> </tr> <tr> <td>・ 豪ドル</td> <td>: 2円</td> <td>・ スイスフラン</td> <td>: 90銭</td> </tr> <tr> <td>・ 英ポンド</td> <td>: 4円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>なお、10万米ドル相当額未満は当行公表相場とし、10万米ドル相当額以上は外国為替市場における実勢相場を基準とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10万円相当額以上とします。</li> <li>・ 1 補助通貨単位とします。</li> <li>・ 元金継続または元利金継続のいずれかをご指定ください。</li> </ul> <p>なお、元金継続をご希望の場合は、外貨利息を入金する外貨普通預金口座が必要です。</p>	・ 米ドル	: 1円	・ ユーロ	: 1円50銭	・ 豪ドル	: 2円	・ スイスフラン	: 90銭	・ 英ポンド	: 4円		
・ 米ドル	: 1円	・ ユーロ	: 1円50銭										
・ 豪ドル	: 2円	・ スイスフラン	: 90銭										
・ 英ポンド	: 4円												
<p>5. 払 戻</p> <p>(1) 払戻方法</p> <p>(2) 為替相場</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後に円貨または外貨により払戻します。</li> </ul> <p>自動継続の場合、満期日の前営業日までに自動継続停止のお申し出があった時は、満期日以後に円貨または外貨により一括して払戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円貨による場合は、為替予約が締結されている場合を除き、払戻日の為替相場 (TTB) を適用します。</li> </ul> <p>TTB…外貨から円貨に換える時の為替相場です。</p> <p>TTBには次の為替手数料が含まれています。</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>・ 米ドル</td> <td>: 1円</td> <td>・ ユーロ</td> <td>: 1円50銭</td> </tr> <tr> <td>・ 豪ドル</td> <td>: 2円</td> <td>・ スイスフラン</td> <td>: 90銭</td> </tr> <tr> <td>・ 英ポンド</td> <td>: 4円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>なお、10万米ドル相当額未満は当行公表相場とし、10万米ドル相当額以上は外国為替市場における実勢相場を基準とします。</p>	・ 米ドル	: 1円	・ ユーロ	: 1円50銭	・ 豪ドル	: 2円	・ スイスフラン	: 90銭	・ 英ポンド	: 4円		
・ 米ドル	: 1円	・ ユーロ	: 1円50銭										
・ 豪ドル	: 2円	・ スイスフラン	: 90銭										
・ 英ポンド	: 4円												

<p>6. 利 息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払頻度</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 税 金</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入または継続時の店頭表示金利を満期日まで適用します。 金利は通貨、預入期間毎に異なります。 満期日以後の利息は、解約または書替継続をした日における外貨普通預金 利率により計算します。</li> <li>・ 満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・ 付利単位を1通貨単位とし、1年を365日とする日割で計算します。</li> <li>・ 個人の場合     国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。</li> <li>・ 一般法人の場合     国税15.315%が源泉徴収されます。     非課税法人は非課税となります。</li> <li>・ マル優（非課税）の取扱はできません。</li> </ul>
<p>7. 手 数 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外貨による預入れの場合は、次の手数料等をいただきます。</li> <li>    ①外貨現金による場合         1米ドルにつき2円、1ユーロにつき7円50銭、1豪ドルにつき         9円70銭（いずれの通貨の場合も最低 2,000円）</li> <li>    ②その他の外貨取引による場合         それぞれの対象取引の定めによります。         （窓口へお問い合わせください。）</li> <li>・ 外貨による払戻しの場合は、次の手数料をいただきます。</li> <li>    ①外貨現金による場合         1米ドルにつき2円、1ユーロにつき7円50銭、1豪ドルにつき         9円70銭（いずれの通貨の場合も最低 2,000円）</li> <li>    ②その他の外貨取引による場合         それぞれの対象取引の定めによります。         （窓口へお問い合わせください。）</li> <li>（注）外貨現金は、取扱っていない店舗があります。</li> </ul>
<p>8. 付加できる特約事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間中に為替先物予約を締結することにより、満期日における税引後 の元利受取円貨額を確定することができます。</li> <li>    この場合、自動継続は中止となります。</li> </ul>
<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中途解約は原則としてできません。</li> <li>    やむをえず中途解約する場合には、預入期間中の利率は解約日における当 該通貨の普通預金利率を適用します。</li> </ul>

<p>10. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会                  連絡先…全国銀行協会相談室                  電話番号…0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>11. その他                  参考となる事項</p> <p>(1) 為替リスク</p> <p>(2) 為替差損益</p> <p>(3) 預金保険</p> <p>(4) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・為替変動リスクがあります。預入、払戻とも円貨で行う場合、預入時の為替相場に比べ、払戻し時の相場が円安になれば為替差益が生じますが、逆に円高になれば為替差損が生じ、円ベースでは元本割れとなる場合があります。</li> <li>・為替相場に変動がない場合でも、TTSとTTBの差（米ドルの場合2円）がお客さまの負担となりますので、受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回ります。（元本割れとなる）</li> </ul> <p>なお、TTSとTTBは為替相場の変動に伴って変わります。</p> <p>その他の通貨のTTSとTTBの差は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーロ : 3円</li> <li>・豪ドル : 4円</li> <li>・スイスフラン : 1円80銭</li> <li>・英ポンド : 8円</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・為替差損益は税法上雑所得の対象となります。</li> <li>為替差益は、雑所得として総合課税されません。</li> <li>※年収2,000万円以下の給与所得者で為替差益を含め、給与以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。</li> <li>為替差損は、雑所得から控除することができます。</li> <li>・預金保険制度の対象外です。</li> <li>・取扱時間は為替相場決定の関係上、米ドルの場合は午前10時、その他の通貨の場合は午前11時以降とさせていただきます。</li> </ul>